

令和7年度 区立幼稚園預かり保育募集案内

1 預かり保育について

(1) 預かり保育とは

在園児を対象に、通常の教育時間終了後に引き続き当該幼稚園で保育を行います。台東区立幼稚園では、就労等により保育の必要性がある園児を対象に令和7年度より全園で実施いたします。

(2) 預かり保育実施内容

区立幼稚園全園で実施

(根岸・竹町・大正・清島・富士・千束・金竜・田原・台桜・育英幼稚園)

実施日	時間	利用可能な形態	利用定員	預かり保育料(月額) ※4
平日 (長期休業日等を含む) ※1	9時～18時 (教育時間を除く) ※2	定期登録利用 非定期登録利用 一時利用	30名/1日 ※3	平日：520円 長期休業日等：1,400円 ※5

※1 学校園閉鎖期間(8月中旬に5日程度)や年末年始等、預かり保育を実施しない日があります。

※2 ご家庭の就労時間等により、9時より前に預けたい場合は園に個別にご相談ください。

※3 定期登録利用の登録者が優先的に預かり保育を利用できます。そのため、非定期登録利用及び一時利用が可能な最少人数は、利用定員30名から定期登録利用者の定員数21名(7名×3学年(3・4・5歳))を差し引いた9名となります。

※4 世帯の所得状況や多子順位によって減額または免除となる場合があります。

※5 昼食を持参する場合は、食事の費用に相当する額を減額した金額となります。

(3) 利用形態

利用形態		利用要件	概要
登録利用 ※6	定期登録利用	保護者全員が週5日以上又は月20日以上就労し、預かり保育実施時間に保育を必要とすること ※7	利用するには事前に登録が必要です。実施園1園あたり1学年につき7名の登録定員があります。利用枠を確保していますので、登録者は希望する日に利用できます。
	非定期登録利用	保護者全員が以下のいずれかの保育を必要とする理由に該当し、預かり保育実施時間に保育を必要とすること(定期登録利用を除く) 理由:就労、疾病障害等、妊娠出産、介護看護、就学、求職活動等、災害復旧	利用するには事前に登録が必要です。登録定員はありません。利用定員から定期登録利用者数を差し引いた人数が利用できます。希望者数が利用定員を超えた日は、抽選により利用できる方を決定します。
一時利用		保護者の学校行事参加や通院、保護者のリフレッシュ等により、預かり保育実施時間に一時的に保育を必要とすること	事前の登録は不要です。利用定員に空きがある場合のみ利用できます。

※6 登録の有効期間は最大で登録した年度の3月末日までとなり、年度ごとに登録手続きを行う必要があります。また、定期登録利用の登録は、保護者の就労状況が引き続き利用要件に該当する場合は、原則、翌年度も登録を継続できます。

※7 現在、育児休業中で令和7年度、職場に復帰する予定の場合、4月30日までに職場復帰することが条件になります。

裏面に続く

2 募集の詳細

募集内容	全園で <u>定期登録利用の登録者</u> を募集します。非定期登録利用と一時利用の登録及び利用方法の詳細は、区立幼稚園の入園予定となった方に別途お知らせします。
申込資格	定期登録利用の利用要件に該当すること。
きょうだい優先	申込する幼児のきょうだいが現3・4歳児クラスに在園し、定期登録利用の登録者である場合は、優先申込できます。(過去、預かり保育料の滞納がない世帯に限ります。)
募集人数	<u>令和6年11月1日(金)</u> に各幼稚園及び台東区公式ホームページに掲示します。
申込受付期間	<u>電子申請：令和6年11月1日(金)から11月5日(火)※別紙参照</u> <u>窓口：令和6年11月6日(水)及び11月7日(木)※受付時間は入園申込と同一</u> ※申込は電子申請を推奨しております。
提出書類	区立幼稚園預かり保育定期登録利用 申込書
提出先	各幼稚園または学務課
申込結果公表	<u>令和6年11月8日(金)正午頃</u> に各幼稚園及び台東区公式ホームページに掲示します。
預かり保育登録予定者の決定	園児募集の結果、決定した入園予定者及び在園者の中からその園の預かり保育定期登録予定者を決定します。
抽選	申込が定員を超えた場合は区職員による公開抽選を行い、定期登録予定者を決定します。抽選は <u>令和6年11月12日(火)</u> に実施予定です。(園児募集の抽選状況により変更となる場合があります)。 <u>申込園の抽選実施が決定した場合、対象の方へ募集結果公表日後、11月11日(月)正午までに、メールにてお知らせいたします。会場等、詳細の記載がありますので必ずご一読ください。</u>
勤務証明書等の提出	登録予定者となった方には、後日勤務証明書等を提出いただきます。勤務証明書等の提出がない場合又は保護者の就労状況が要件に該当しなくなった場合は、登録予定を取り消す場合があります。

3 預かり保育に関する留意事項等

- (1) 新入園児のお子さまは慣らし(慣れ)保育があり、お子さまの状況により、おおむね1週間～1か月程度行います。慣らし(慣れ)保育期間中も預かり保育を利用できますが、お迎えに来ていただく時間を早めにお願ひする場合があります。特に3歳児のお子さまは環境の変化に敏感ですので、幼稚園と相談しながら慣らし(慣れ)保育にご協力くださるようお願いいたします。
- (2) 預かり保育は、預かり保育事業運営委託会社による職員で実施します。
- (3) おやつや午睡のためのタオルケット等、ご家庭からお持ちいただくものがあります。
- (4) 非定期登録利用及び一時利用による利用は、利用定員を超える希望があった日は抽選により利用できる方を決定するため、希望どおりに預かり保育を利用できない場合があります。
- (5) 育児休業等により保護者の就労状況が預かり保育の要件に該当しなくなった場合は、定期登録または「就労」を理由とした非定期登録での利用をすることができません。
- (6) 預かり保育の利用形態・要件についての詳細は右記二次元コードからご確認いただくか、区ホームページをご確認ください。

【預かり保育】



【預かり保育料無償化】



4 その他

- (1) 実際に預かり保育を利用するには、利用希望日を事前に申し出る手続きが必要になります。手続き方法の詳細は、別途案内いたします。
- (2) 保護者の就労等、保育を必要とする理由が一定の要件に該当し保育の必要性の認定を受けた場合に、預かり保育料が無償化の対象となります。ただし、各園で実施する預かり保育以外の施設・事業は無償化の対象となりません。認定要件や手続き等の詳細は、別途お知らせします。